保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、 基金、 準備金等

及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第

号

企業内容等の 開 示に関する内閣府令等の一 部を改正する内閣府令 (令和六年内閣府令第 号)

の施行

に伴い、 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、 基金、 準

備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(平成二十三年金融庁告示第二十

令和六年四月一日から適用する。

三号)の一部を次のように改正し、

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改 正 後

結 \mathcal{D} 節 拼

び 7 連 おの 同 判 百 保 子 묽 + 険 以 作 結 い 状 U 条 断 五. 険 条 会 七 下 成 7 況 第 並 に 条 号 保 カン 持 連 財 す 氽 に 係 連 項 社 b 묶 株 方 結 務 が る 75 \mathcal{O} 険 等 保 +第 連 連 で に 結 لح 及 会 基 法 財 諸 適 た る 以 会 \mathcal{O} 険 結 結 当 保 法 + 支 会 財 十 75 社 づ に 務 表 あ 項 8 下 社 第 が き 関 で る に 険 第 兀 務 묽 7 財 諸 に ソ \mathcal{O} 及 묽 法 規 持 諸 + 作 務 す 表 基 ル あ 保 基 百 第 法 U 能 イ \mathcal{O} に ベ 定 準 そ 表 る ま 八 第 成 諸 る づ る 険 株 三 力 に 経 規 場 で 号 規 0 ン カコ 会 す لح 会 +項 لح お 百 す 表 き \mathcal{O} \mathcal{O} 営 تنط 則 合 又 六 る 規 則 1 算 シ 社 る 社 条 に ٧V 子 充 V L \mathcal{O} う。 う 条 ۲ て 各 第 て に 第 は 則 出] に 子 て 及 規 会 実 健 لح お +第 第 昭 は す かお 숲 当 び 号 定 社 \mathcal{O} 全 五. け 金 六 لح لح け 社 該 そ に す 等 状 性 7 \mathcal{O} 条 和 る 百 す る 第 묽 項 基 掲 V Ŧī. Ł Ì る を 保 \mathcal{O} 融 る 連 況 な 当 る。 保 保 が 及 七 第 +結 ジ 潍 V 険 子 げ 子 百 紃 子 1 \mathcal{O} 項 う。 + 숲 該 び 財 لح ン 険 持 会 る 会 + 険 適 断 次 す 社 0) 社 子 第 _ 号 た 第 年 務 比 金 株 社 額 業 当 条 す だ 会 る。 率 項 築 規 条 五 大 諸 以 会 等 を 等 第 法 で +カコ る لح L 蔵 定 社 七 5 編 及 \mathcal{O} 下 社 用 を \mathcal{O} 表 \mathcal{O} あ た び لح 支 平 を V 号 第 及 省 \mathcal{O} \mathcal{O} 経 11 い 項 る 8 次 に + 保 令 用 次 払 子 営 る Š 成 適 う + び \mathcal{O} い \mathcal{O} 又 カュ \mathcal{O} う。 用 項 掲 険 第 第 語 場 条 能 項 会 \mathcal{O} 場 は 七 F, 基 及 げ 第 묽 会 第 健 う 六 合 力 に 社 合 以 第 年 進 L び ま 編 + \mathcal{O} 下 に る 社 様 に お 全 に 法か لح な 会 項 八 限 第 で 又 を 式 は項 充 法 性 0 お い 同 百 律 \mathcal{O} L は に 第 除 묽 実 4 11 社. 及 V 7 第 を る U 七 第 基 7 第

連おの

同

判

+ 百 準 保

て条

は

連 項

結 第 لح

財

務 묽 7

諸

表 に

規 お

則 11 合

第 7

五.

条

第 融 る

項

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

L

な に

第 子

イ 11

金 け

子

会 該

社 子

لح

V

う_。 次

0 第

を

会

社

L

る

場

に

お

当

会

社

項

及

び

第 保 び て

連 範 井

改

正

前

<_ 。 条 묽 + 険 以 作 結 状 ľ 条 断 険 V 五. 号。 持 下 第 す 保 七 成 財 7 況 並 条 カュ 連 金 号 に 結 る 係 b 株 方 務 が +び 0) 険 等 基 連 法 諸 連 適 で た に 以 第 及 会 財 る 会 \mathcal{O} 険 + び 社 づ 結 に 結 当 あ 項 保 法 下 社 支 会 + 務 表 \emptyset 関 第 き 財 諸 に ソ で る に 険 第 兀 及 払 社 が \mathcal{O} 묽 法 法 作 務 す あ 保 規 持 び + 表 基 ル 基 百 第 能 \mathcal{O} ま 八 第 成 諸 る に づ ベ る 険 定 準 株 三 そ 力 経 会 す لح +لح で 묽 す 表 規 き ン カコ 会 項 百 0 \mathcal{O} \mathcal{O} 営 る る تلح 社 又 六 規 則 シ 社 に 子 11 算 L 条 1 充 \mathcal{O} う こと う。 第 は 条 則 て 出 に 子 て 及 各 規 会 実 健 第 昭 会 当 び 号 定 全 +第 は す カュ お 社 \mathcal{O} لح 六 لح \mathcal{O} け 社 そ す 和 る 該 に 等 状 性 7 す 掲 号 百 項 V 五. 連 Ł 1 基 る を 保 \mathcal{O} る 第 況 を 子 保 が 及 七 第 る + \mathcal{O} ジ 潍 保 険 子 げ 百 1 結 11 判 う。 + لح 持 び 財 ン 険 슾 る 슾 +険 適 断 す 次 社 第 号 た 第 年 務 比 金 株 社 額 条 業 当 す だ 等 率 条 カコ る。 項 会 等 法 七 大 以 等 を 第 で る +諸 Ļ 用 5 及 を 七 \mathcal{O} 章 蔵 \mathcal{O} 下 社 \mathcal{O} あ た 表 ے 号 لح び 支 経 項 亚 第 及 省 \mathcal{O} い い る 8 \mathcal{O} +払 に 保 び 次 \mathcal{O} 子 う 十 令 用 \mathcal{O} 11 営 る 又 成 カュ \mathcal{O} う。 掲 場 条 能 項 会 場 は 険 第 第 語 \mathcal{O} 七 基 号 八 げ 会 合 第 健 合 以 う 力 に 社 第 年 準 ま 社 章 + 様 \mathcal{O} 全 る に 三 お に 下 法か لح 会 項 で 又 を 八 お は項充 法 性 限 式 VI 同 百 律 \mathcal{O} 묽 社 は除 及 に 実 7 第 を る 七 第 基 7

備考	2	<	の
表中の	略」	°	のとする
_			(当該規定を適用しないことが困!
」の記載は注記である。			疋を適用
注記でな			しない
<i>か</i> る。			とが困
			難である
			[難である場合を除
			除
	2 [同上]	<	のとする(当該
			規定を適
			定を適用しないことが困
			・ことが日
			困難である場
			る場合
			合を除